

JIS A 5308改正説明会 質問一覧：JIS Q 1011

No.	質問内容	回答
1	アル骨対応の強化について 高強度コンクリートの場合は、年2回の試験のうち、1回以上／36か月は、申請者の工場内で採取した骨材について第三者試験機関による試験を実施するについてですが、あらかじめ混合されている骨材（プレミックス）を受け入れている工場は、混合品を対象に試験を実施するということなのでしょうか？採取場所を工場内と限定してしまうのは、難しいのではないのでしょうか？	あらかじめ混合されている骨材について、工場内で採取することになります。
2	「高強度コンクリートの場合には、構造体コンクリートの圧縮強度と標準養生をした供試体の圧縮強度との関係のデータを整備する。」という文面が削除されますが、いままで整備していた関係のデータを自社の実験データにより、見直す際は変更申請等行わずに見直ししてもよいという解釈でよろしいのでしょうか？	よい。
3	表A.2－原材料名、原材料の品質、受入検査方法及び保管方法 表中下段「一使用する原材料は、・・・、種類(砕石、砕砂、火山ガラス微粉末、砂利及び砂の場合は産地を含む。)・・・」とあるが、骨材と骨材の間に火山ガラス微粉末を記載する理由を知りたい。	JISが制定されている材料について、優先して並べています。
4	表A3.1－骨材、スラッジ固形分率及びスラッジ水の濃度に関する管理方法及び検査方法 高強度コンクリートの細骨材の表面水率の管理において、従来の「始業前」から「初回練混ぜ開始前」に変更となっているが、現在運用上、普通コンクリートの場合も含めて「始業前、1回/午前、1回/午後」で管理している。引き続き同様の考え方で問題ないか。	始業前という表現が、労働時間外ではないかという意見があり、表現を変えたものです。職場の就業規則に沿った運用をお願いします。
5	表A.4－設備名及び管理方法 2 検査設備 b) 骨材の貯蔵設備及び運搬設備 今後、呼称する際、カンタブは、塩化物含有量測定検知紙、北川式塩分測定検知管は、塩化物含有量測定検知管という解釈でよいか。	その通りです。
6	・12ページ 電磁的記録で作成する場合の要求事項の内容は電子帳簿保存法に則するという事でしょうか。	電子帳簿保存法の要件を要求しているわけではありません。
7	付属書A A.1製品の管理のロット判定について年1回は判定できるように調整する事が望ましいとの説明を受けましたが、弊社では配合によって出荷が年1回、生コン車1台程度とごく少量の出荷しかない配合もあります。 このような場合、ロット判定が複数年にまたがる事は止むをえませんか？	結果として1年を超えることはやむを得ないが、可能な範囲で年1回は判定できるように供試体採取のタイミングを調整するなどして対応していただくことが望ましいと考えます。
8	JIS Q 1011改正に伴う変更手続き(29)では、累加計量の導入では技術資料が必要とされています。この技術資料とはどのようなものなのでしょうか。標準化した配合のうち、セメントや混和材の単位量が最小となる配合において、それぞれ計量値の許容差を満足することを確認した動荷重検査結果などと考えてよろしいのでしょうか。	配合の設定根拠と累加計量の条件を満足することの検証結果になります。
9	質問対象外かもしれませんが、Q1011 表A.4 e) 3) に、出荷管理システムが追加されたことに伴い、性能を保持するために何らかの基準を定める必要が生じます。求められる最低限の性能等ございますでしょうか？	各設備で求められる性能を管理基準とし、これに基づいて検査・点検等を行い、性能が維持されていることを確認する必要があります。
10	配付されたテキストのp.130の上段で、「荷下し地点に到着したとき又は・・・」とあるが、JIS A 5308:2019及びJIS Q 1011:2019並びにテキストに記載されたJIS A 5308:2024改正案では、「荷卸し」と表記している。 2024年3月の改正で、JIS Q 1011だけ変更するのか？ 又は誤字か？ 「荷下し」が誤字であった場合、見落とした担当者、責任者は非常に情けないと猛省してほしい。	テキストの誤植です。

JIS A 5308改正説明会 質問一覧 : JIS Q 1011

No.	質問内容	回答
11	配付されたテキストのp.136の上段で、「動荷重検査は、計量印字記録装置を導入している工場は免除されることを明記。バッチ毎に計量値を目視で、又は印字記録で確認。」とあるが、計量印字記録装置とは、JIS A 5308:2019の注10)の「自動で印字する計量印字記録」を指しているのか？ また、導入とは、「自動で印字する」ことだけを指しているのか？ 後者について、例えばJISの定める許容差を外れた場合は、メッセージが表示されるとか、自動的にJISマークが抹消されるといった機能を活用していることを含めて「導入」と表記しているのか？	全数目視が条件となっていますので、自動で計量記録が保存され、動荷重の検証が可能な装置を活用していることを指しています。
12	配付されたテキストのp.135上段の【アル骨対応の強化】について、いつまで「アル骨」という言葉を使用するのか？ 日本規格協会が共催していて、恥ずかしくないのか？	一般化している通称として「アル骨」という表現を使用しています。
13	累加計量のルール化について vi～viii自動算出した単位量を納入書に表示する場合に限定とありますが、すべての素子について 自動算出した単位量を記載することとなりますか？	使用される材料すべての単位量を記載することになります。
14	10.1試料採取方法で取り除く量が20L～50Lと削減できることになりました。説明資料に、試験の結果削減しても大きな差異は認められないとありますが、改正に伴う変更手続きには認証機関の判断によっては根拠試料が必要とあります。大きな差異はないという根拠があって改正されたので不要ではないでしょうか？	採取量を変更する場合は、社内規格の変更とそれに伴う変更申請書の提出が必要です。根拠資料の要否に関しては、認証を受けている登録認証機関へお尋ねください。
15	ロット判定について、管理手法の例示が望ましいではあるが追記されましたが、工場によっては1年間で出荷の無かった配合について、試験練りで判定するような管理をしている工場があります。 今回の追記後でも、上記のような管理方法は認められるのでしょうか？	試し練りでの判定を否定するわけではありませんが、なるべく無駄をなくするという発想です。
16	「計量印字記録装置を導入している場合は、動荷重検査を免除」、「セメントの抜き取り検査の廃止」となりましたが、JISA5308との兼ね合いはどのようになりますか。動荷重、容積管理は従来どおり検査が必要ですか。	計量印字記録装置を導入している場合は、動荷重は全数目視確認することで、動荷重検査としての実施は免除となります。セメントの抜き取り検査は廃止となりましたが、容積の検査は今回の改正で影響を受けておりません。
17	製品検査について、供試体の採取は工場出荷時が認められましたが、スランプ、空気量、塩化物試験については、適宜、必要に応じてとなっているため、荷下ろし地点での試験は、ロット毎ではなく、例として月1回以上の確認等の頻度でもよろしいのでしょうか？	よい。
18	動荷重検査は、計量印字記録装置を導入している工場、バッチ毎に計量値を目視で又は印字記録で確認とありますが、何かチェックリスト作成等、記録を残す必要がありますか？	製造記録表の記入欄に、レ点チェックしている工場が多いようです。
19	N+BBはスラグ分量がBAの上限を超えない場合は、「同一バッチに異なる生産者又は種類のセメント用いて練り混ぜてはならない」に該当しないとあるが、NとBBの生産者が異なっても問題ないとの認識で良いか	よい。
20	テキスト140ページ26.2.検査設備 軽量型枠に特化した「1回以上/12か月の頻度で、全数検査を行う」であれば良いのですが。口頭で「鋼製型枠と同様に全数検査を行う」と説明されておりました。2019改正説明会の質問回答（JISQ1011）78番では「抜き取り検査を否定してはなりません」と回答されています。気になるので回答をお願いします。	今回、附属書JG軽量型枠が改正されたことを受け、鋼製型枠を含め、繰返し使用する型枠については、「1回以上/12か月の頻度で、全数検査を行う。」となりました。
21	アル骨対応の強化において採取地の確認が規定されているが、アル骨試料採取時に現地立会いで採取地の確認することを求めているのか。アル骨試験表での採取地（産地）の確認では認められないのでしょうか。	同一品種の骨材が納入されていることが確認できれば、どのような方法で確認していただいても問題ありません。
22	出荷管理システムとありますが具体的には何を指しているのですか。	製造における計量から出荷に至るシステムを指しています。

JIS A 5308改正説明会 質問一覧：JIS Q 1011

No.	質問内容	回答
23	計量値の確認を目視で、又は印字記録で確認とありますが、製造システムによっては動荷重が規定値を外れた場合エラーメッセージが表示される機能があります。エラーメッセージの有無にて確認したと社内規格へ規定してもいいのでしょうか。	規格の要求は「計量値の確認を目視で、又は印字記録で確認」となっており、結果としてエラーメッセージが表示されるシステムもあるとは思いますが、エラーメッセージの確認を要件とはしていません。
24	細骨材の自動表面水率測定装置を用いた場合、”使用の都度、その測定値を用いる”とありますが、比較検証した後のキャリブレーションした値が設定表面水率となるため”自動表面水率測定装置の表示値を用いる”が正しいのではないかと。	ここでは、キャリブレーションの結果を含めて、測定値という意味で使用しています。
25	JISマーク品以外のスラグ骨材を受け入れる場合、受入検査の内、品質項目⑩～⑲及び⑳を骨材製造業者が第三者試験機関へ依頼した試験成績表で行い、その他③④⑤⑥⑨⑩⑪⑲を受入工場で試験を行う、という方法で行おうかと考えております。この様な方法でもよろしいのでしょうか？	受入検査方法に a) 申請者の工場もありますので、お考えの方法も可能です。
26	アルカリシリカ反応性試験について、申請者の工場内で採取した骨材を第三者機関による試験を実施するのが望ましいとあるが、JIS A 5005 5.6アルカリシリカ反応性に沿って碎石のみでもよいのか。	原石の採取地が同一であると確認することができた碎石及び砕砂については、JIS A 5005の5.6によって確認しても問題ありません。
27	社内規格にJIS A 5308の改正部分を変更するにあたり、用語及び定義の項目について、自社では対応していない項目(例：軽量コンクリートやスラッジ等)も入れなければいけないのか	JISマークの認証の対象としない範囲については、社内規格化の必要はありません。
28	4.1 種類及び区分 にて 購入者が生産者と協議にうえ指定する項目として、自社では対応していない項目(軽量コンクリート)は省略して良いか？省略して良い場合、a)～r)となっているが、番号を詰めてa)～q)としてよいのか？	JISマークの認証の対象としない範囲については、社内規格化の必要はありません。記号を繰り上げる、又は空番とする際のルールはありませんので、運用しやすい方法で社内規格化して下さい。
29	スラッジ水の濃度測定器具又は装置について、どの様に管理していればよいのでしょうか。	JIS Q 1011で、精度確認は1回以上/3か月の頻度で、JIS A 5308 のJC. 7. 2. 6の方法により行うことを規定しています。
30	今回の改正で、スランプ10センチがなくなりますが、移行期間が半年ありますが、いつから出荷できなくなるのでしょうか？	事前提出する変更申請書に記載した実施日以降は、出荷することが出来ません。最長でも移行期間（9月20日）を超えることはできません。